平成２１年（フ）第３２６７号
名古屋市西区名駅２丁目29番28―908号　グランデール名古屋
債務者　角張　勝美
1　決定年月日時　平成21年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第６６７４号
大阪府吹田市青山台１丁目３番Ｃ48―209号
債務者　林　　真司
1　決定年月日時　平成21年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６９１２号
大阪市東淀川区豊里５丁目16番５―405号
債務者　小林　節子
1　決定年月日時　平成21年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７９２６号
大阪市西淀川区佃５丁目５番31―707号
債務者　寺田　和久
1　決定年月日時　平成21年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８１６４号
大阪市北区同心１丁目１番２号　ベル・アーバニティ同心901号室
債務者　石津　奈緒
1　決定年月日時　平成21年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８１８１号
大阪市西成区玉出西１丁目７番13―502号
債務者　岸田　哲也
1　決定年月日時　平成21年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８１８６号
大阪市東成区深江北１丁目12番15―403号
債務者　神谷みどり
1　決定年月日時　平成21年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８２０５号
大阪府茨木市総持寺１丁目15番22号
債務者　安徳　英澄
1　決定年月日時　平成21年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８２７９号
大阪府箕面市白島２丁目１番30―302号
債務者　牛山美奈子
1　決定年月日時　平成21年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８４２５号
大阪府門真市垣内町14番５号
債務者　栗原　秀美
1　決定年月日時　平成21年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８５５４号
大阪府高槻市萩之庄２丁目７番32号
債務者　村上造園土木こと　村上　敏英
1　決定年月日時　平成21年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８７３８号
大阪府高槻市登町17番Ｂ１―209号、旧住所大阪府高槻市庄所町８番33―205号
債務者　門田　久美
1　決定年月日時　平成21年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８８０６号
大阪府東大阪市稲田本町２丁目18番26号
債務者　松元　　等
1　決定年月日時　平成21年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８９９４号
大阪府四條畷市南野１丁目16番22号
債務者　松本由加里
1　決定年月日時　平成21年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９０２８号
大阪府枚方市須山町62番３号
債務者　菊地よし子
1　決定年月日時　平成21年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９０５１号
大阪府茨木市水尾３丁目15番502号
債務者　山中　誠也
1　決定年月日時　平成21年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９１６９号
大阪府門真市本町35番１―103号
債務者　米澤　富江
1　決定年月日時　平成21年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第２９４号
北海道苫小牧市見山町３丁目７番２号　幸曄ハイツＢ号
債務者　田中　一也
1　決定年月日時　平成21年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２１年（フ）第３０１号
北海道苫小牧市日吉町４丁目20番１号　203号
債務者　菊地　豊喜
1　決定年月日時　平成21年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部